

令和5年第3回東浦町議会臨時會議案

令 和 5 年 5 月 15 日 提 出

目 次

報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解について	1
承認第5号 令和5年度東浦町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて	別添
議案第20号 令和5年度東浦町一般会計補正予算（第4号）	別添

報告第4号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月15日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 24 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

土地の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 4 年 7 月 12 日（火）、大雨により緒川字南大狭間地内の町が所有する土地の土砂が崩れ、相手方が所有する土地に設置されていた外構フェンスが破損した。

2 損害賠償の額

374,000 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	374,000 円
過失割合	100%	0 %
賠 償 額	374,000 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、374,000 円を支払うこととする。